

# ○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

平成 11 年 3 月 4 日  
可茂衛生施設利用組合条例第 2 号

改正 平成 11 年 10 月 5 日組合条例第 15 号  
平成 15 年 3 月 20 日組合条例第 1 号  
平成 25 年 12 月 25 日組合条例第 1 号

平成 13 年 3 月 15 日組合条例第 1 号  
平成 24 年 12 月 25 日組合条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、可茂衛生施設利用組合の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置等)

第 2 条 施設名称、位置及び施設の内容は、次のとおりとする。

名 称	位 置	施 設 内 容
緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市牧野 1912 番地 2	し尿処理施設
ささゆりクリーンパーク 「エコサイクルプラザ」	可児市塩河 839 番地	じんかい処理施設

(職員)

第 3 条 施設に必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 施設は、次の事業を行なう。

- (1) 一般廃棄物の処理に関すること。ただし、し尿処理施設においては、可茂衛生施設利用組合規約（昭和 35 年岐阜県指令第 908 号）第 2 条に規定する構成市町村（以下「構成市町村」という。）が処理した下水道脱水汚泥を含む。
- (2) 廃棄物処理の啓発に関すること。

(処理施設使用者)

第 5 条 前条第 1 号に係る施設を使用できる者（以下「処理施設使用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 構成市町村又は構成市町村長の委託若しくは許可を受けた一般廃棄物の処理業者。ただし、し尿処理施設においては、構成市町村又は構成市町村長の委託を受けた下水道脱水汚泥の収集運搬業者を含む。
- (2) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を、自ら搬入し、処理しようとする構成市町村内の事業者。

(使用料)

第 6 条 次の各号に掲げる一般廃棄物を搬入しようとする者は、各号に掲げる単価に基づき算出した金

額（し尿及び下水道脱水汚泥、事業系廃棄物 10 kg未満の場合には 10 kgとみなし算出した金額）に 1.08 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額。以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(1) し尿及び下水道脱水汚泥	18kg 当たり	5 円
(2) 事業系廃棄物		
ア 蛍光灯類及び体温計類	10kg 当たり	1,000 円
イ ア以外の事業系廃棄物	10kg 当たり	80 円

2 前項の規定にかかわらず、前項に定める使用料によることが著しく不相当と認められる特別の事情があるときは、当該使用料について管理者は、特別の定めをすることができる。

（使用料の納付）

第 7 条 使用料は、管理者の発行する納入通知書により納付するものとする。

（使用料の免除）

第 8 条 管理者は、第 6 条の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、使用料を免除することができる。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 10 月 5 日組合条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 12 年 1 月 1 日以後に搬入される一般廃棄物の使用料について適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 15 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日以降に搬入される一般廃棄物の使用料について適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日組合条例第 1 号）

この条例は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年 7 月 31 日までは改正前の第 7 条及び第 8 条の規定に基づいて証紙により使用料を納付することができる。

附 則（平成 24 年 12 月 25 日組合条例第 3 号）

この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 25 日組合条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。